

消防本部隣接地の取得計画について

1. 目的

平成27年11月に消防本部隣接地が空地になったことから、消防本部敷地の狭隘化や消防車両の大型化に伴う自家給油取扱所の使用制限など兼ねてからの課題を解消することを目的に当該隣接地の取得を進めます。

2. 用地取得費（概算額） 38,000千円

3. 取得用地概要

(1) 所在 恵庭市有明町^{2丁目}280番・281番

(2) 地権者 1名（個人）

(3) 面積

地番	面積
280番	501.24㎡（151.62坪）
281番	1218.32㎡（368.54坪）
合計	1719.56㎡（520.16坪）

(4) 地目 宅地

4. 用地の活用

消防施設における課題解消のため、主に次に掲げる用地活用の検討を進めます。

(1) 自家給油取扱所給油空地の拡張

消防車両の大型化に伴う消防本部自家給油取扱所の使用制限を解消する。

(2) 消防格納庫の設置

消防施設の狭隘化の解消と迅速な出動体制を構築するため、災害備品等を備蓄する。

(3) 駐車場の整備

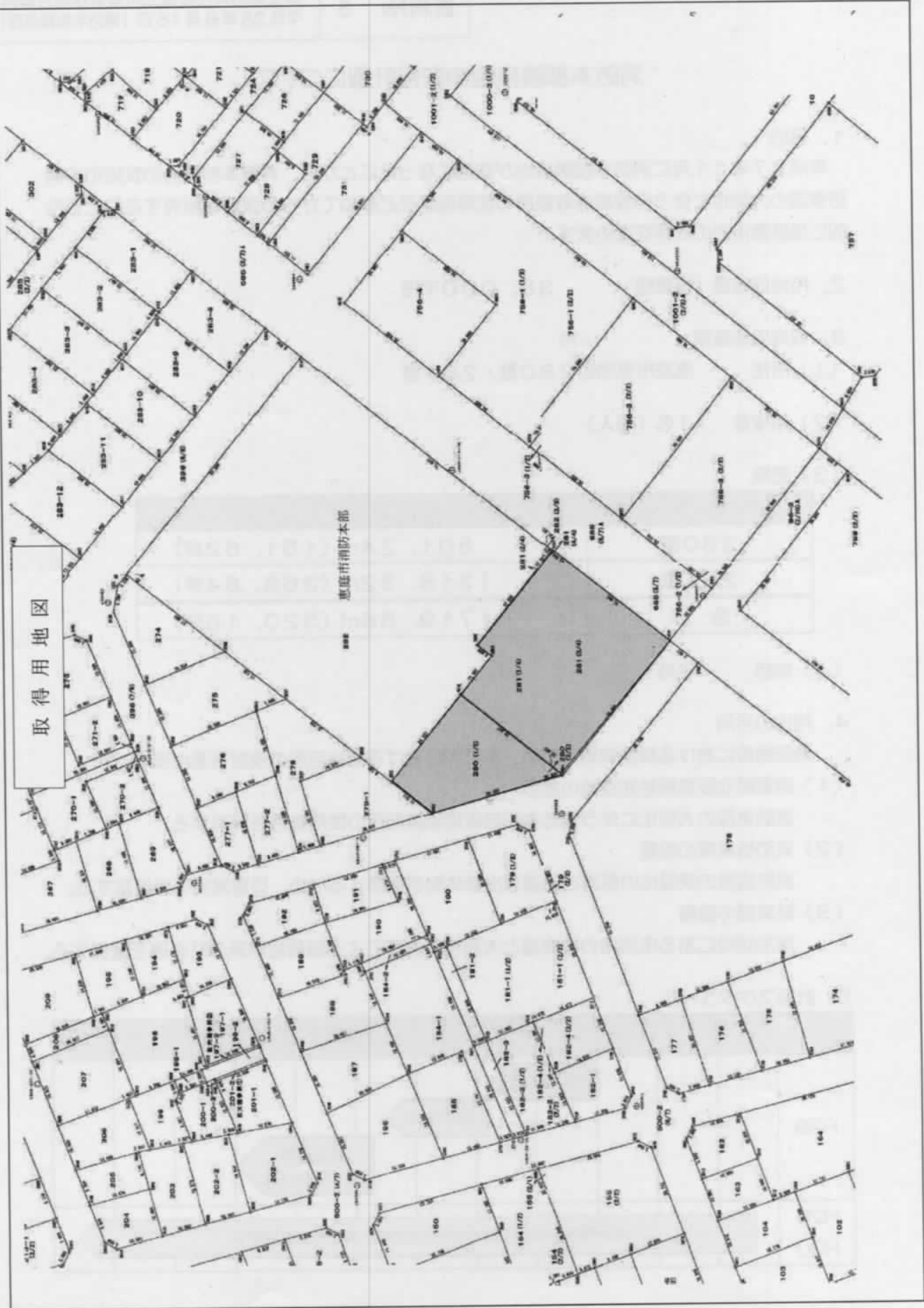
増加傾向にある市民用の駐車場と大規模災害等による職員招集時の駐車場を確保する。

5. 計画スケジュール

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H28				不動産鑑定		補正予算		用地取得 (駐車場整備)				
H29 H30	用地活用（給油取扱所給油空地拡張、消防格納庫設置等）											

取得用地図

恵庭市消防本部



火災発生規模・概要

(平成28年5月31日現在)

比較		単 位	平成28年 (A)	前 年 同 期 (B)	増 減 (A)-(B)
項 目					
火 災 件 数		件	7	14	-7
建物火災		件	6	9	-3
焼 損 程 度	全 焼	件	2	2	0
	半 焼		1	0	1
	部分焼		0	4	-4
	ぼ や		3	3	0
焼 損 面 積	床面積	㎡	60	570	-510
	表面積		0	19	-19
車両火災		件	0	3	-3
林野火災		件	0	1	-1
	焼損面積	a	0	200	-200
その他火災		件	1	1	0
	焼損面積	㎡	0	1,400	-1,400
死 者		人	1	1	0
負 傷 者		人	0	6	-6
	30日死者	人	0	0	0
損 害 額 合 計		千円	1,010	46,486	-45,476
損 害 別 区 分	建 物	千円	889	36,853	-35,964
	内 容 物		121	8,022	-7,901
	車 両		0	1,514	-1,514
	林 野		0	97	-97
	そ の 他		0	0	0

●焼損程度 ～ 火災報告取扱要領より抜粋 ～

○全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再利用できないもの

○半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないもの

○部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント未満のものでぼやに該当しないもの

○ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの
建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの
又は収容物のみ焼損したもの

救急出動概要

平成28年1月～5月末

出動件数		平成28年(A)	前年同期(B)	(A)-(B)	増減	CPA	日平均
救急管轄別	本署管轄	501 件 (62.5%)	563 件 (63.7%)	-62 件	▲11.0%	19 件	3.3 件
	島松管轄	298 件 (37.2%)	319 件 (36.1%)	-21 件	▲6.6%	16 件	2.0 件
	その他	2 件 (0.2%)	2 件 (0.2%)	0 件	0.0%	0 件	0.0 件
合計		801 件	884 件	-83 件	▲9.4%	35 件	5.3 件

搬送人員	平成28年(A)	前年同期(B)	平成28年 内65歳以上	前年同期 内65歳以上	(A)-(B)	増減
	690 人	805 人	404人	451人	-115 人	▲14.3%

事故種別	平成28年(A)	前年同期(B)	(A)-(B)	増減
急病	470 人 (68.1%)	516 人 (64.1%)	-46 人	▲8.9%
一般負傷	75 人 (10.9%)	123 人 (15.3%)	-48 人	▲39.0%
交通	46 人 (6.7%)	69 人 (8.6%)	-23 人	▲33.3%
その他 (上記以外)	99 人 (14.3%)	97 人 (12.0%)	2 人	2.1%

CPAとは・・・心肺機能停止状態をいう。

心拍再開事例(4月以降のみ)

①4月 4日 恵南 27歳男性、本署救急隊搬送 南水槽隊で除細動実施

②4月13日 相生町49歳男性、島松救急隊搬送 南水槽隊で除細動実施

管轄別のその他とは・・・市外への出動(高速道路で市内であれば署管轄)

事故種別のその他とは・・・火災、自然災害、水難、労働災害、運動競技、加害、自損行為、医師搬送のことをいう。

消 防 出 動 概 要

平成28年5月末

出動種別	区 分	平成28年	平成27年
火 災	出動回数	5	14
	出動人員	104	369
	出動車両	31	108

⇒ 火災出動とは、炎及び黒煙が発生、確認し連絡通報を受け、消防隊等による消火活動が必要である場合。☆一般火災～地階を除く階数が3階以下の建物火災☆中高層火災～地階を除く階数が4階以上又は高さおおむね15mを越える建物火災☆車両火災～小規模な車両火災☆その他火災出動～工作物、電柱、架線等のほか、上記以外の物件が焼損した火災とする。

出動種別	区 分	平成28年	平成27年
警 戒	出動回数	23	13
	出動人員	203	271
	出動車両	52	74

⇒ 警戒出動とは、火災と紛らわしい事象又は火災発生のおそれのある事象若しくは危険物の漏洩、ガス臭又は、ガス漏れ事故を覚知したときの出動。

出動種別	区 分	平成28年	平成27年
救 助	出動回数	26	21
	出動人員	321	271
	出動車両	86	74

⇒ 救助出動とは、災害又はその他の事故により生命、身体に現実の危険が及んでいる要救助者を安全な場所に救出する場合。☆火災☆水難事故☆交通事故☆機械による事故☆ガス及び酸欠事故

出動種別	区 分	平成28年	平成27年
危険排除	出動回数	8	10
	出動人員	49	58
	出動車両	14	16
救急支援	出動回数	101	126
	出動人員	344	440
	出動車両	101	137
航空機支援	出動回数	3	0
	出動人員	10	0
	出動車両	3	0

⇒ 危険排除出動とは、公共危険、人命危険及び財産を損なう危険が予想される事象又はこれらの危険が予想される自然事象（水災を除く）。

⇒ 救急支援出動とは救急現場において消防部隊等の活動支援を要する災害。

⇒ 航空機支援出動とは航空機の離着陸に伴い消防部隊の支援を要する事象。

ドクターヘリ出動のヘリポート設置。

出動種別	区 分	平成28年	平成27年
水 防	出動回数	0	0
	出動人員	0	0
	出動車両	0	0

⇒ 水防出動とは、大雨等により、水災の発生又は、発生の恐れがあることを覚知したときの場合。

出動種別	区 分	平成28年	平成27年
調 査	出動回数	9	9
	出動人員	29	29
	出動車両	9	9

⇒ 調査出動とは、消防に関する件で調査又は処置等の要請があり、緊急性がないと判断される場合又は事後に聞知した火災で調査員等より必要があると判断され要請があった場合。

災害情報（即報）の外部提供に関する要綱の制定について

これまで市内で発生した災害の情報提供は、個人の生命、身体、財産の保護及び社会的不安の排除等を趣旨として火災案内（災害テレフォンサービス 別紙 1）を行っておりますが、報道機関又は一般市民など、特に救急事案では家族並びに関係者からの電話による直接的な照会も少なくない現状であります。

しかしこの災害情報には、災害当事者の個人に関する情報を含むことから、この災害情報の提供趣旨と恵庭市個人情報保護条例（平成 9 年条例第 1 号）の遵守により、災害発災による緊急通報や災害現場での活動中の消防隊、救急隊等から取得した災害情報の速報を第三者（以下「外部提供」という。）へ適切に提供することを目的として要綱を制定しました。

1 災害情報の外部提供に関する要綱（別紙 2）

＜災害情報の提供イメージ＞



2 外部に提供する範囲

提供先	災害 テレフォン サービス	電話等による直接照会			
		一般市民	関係者 ※1		報道機関
			災害当事者 の関係者 ※2	建物の 関係者 ※3	
範囲					
覚知日時	○	○	○	○	○
事故概要（火災、交通事故等）	○	○	○	○	○
災害地点	特定個人救急事象	×	×	○	×
	上記以外	○	○	○	○
傷病者数	×	×	○	○	○
傷病者の性別・年代	×	×	○	○	○
傷病者の搬送先病院	×	×	○	○	×

※1 照会を求める関係者へ「安否確認する対象者」、「建物の住所、氏名等」の情報を聴取後に提供

※2 2 親等（配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫）及び同居人、職場の同僚（職場又は労務中に発生した事故に限る）

※3 所有者、占有者、管理者、使用人、従業人など

災害テレフォンサービス

●電話番号 0123-33-3191

◎平常時（災害なし）

『恵庭消防災害案内です。只今、恵庭市内では災害は発生していません。』

出 動



災害終息（帰署）

（例）

◎火災（一般住宅）の場合

『恵庭消防火災案内です。

只今、〇〇町で一般火災のため出動しています。』

◎交通事故（救助）の場合

『恵庭消防災害案内です。

只今、〇〇町で救助出動しています。』

※ _____ の部分は出動場所及び災害内容により変わります

◎平常時（災害なし）

『恵庭消防災害案内です。只今、恵庭市内では災害は発生していません。』

災害情報（即報）の外部提供に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、個人情報の保護を適切に行うため、火災、救急、救助その他消防が対応する事象（以下「災害」という。）の発生により緊急通報並びに活動中の消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）から取得した災害に関わる情報を第三者に提供すること（以下「外部提供」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 災害情報 災害の覚知から当該災害に出動した消防隊等の帰署までの間において、緊急通報及び消防隊等の活動により知り得た災害に関する事実をいう。
- (2) 災害の当事者 災害の傷病者及び被災者をいう。
- (3) 災害の当事者の関係者 配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫及び同居人並びに職場の同僚（職場又は労務中に発生した災害に限る。）をいう。この場合において、称するものを含むものとする。
- (4) 建物の関係者 災害地点である住宅、店舗、事務所等の所有者、占有者、管理者及び使用人並びに従業員をいう。この場合において、称するものを含むものとする。
- (5) 災害地点 緊急通報により聴取した災害の発生場所及び消防隊等が確認した災害の場所をいう。

（個人情報の保護）

第3条 外部提供を行う災害情報は、住所、氏名、電話番号等の特定の個人が識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）を除く。ただし、災害の当事者から同意を得た場合は、この限りでない。

（外部提供の対象者の区分）

第4条 外部提供の対象となる第三者は、次の区分による。

- (1) 一般市民
- (2) 関係者（災害の当事者の関係者及び建物の関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 報道機関

(外部提供の原則)

第5条 災害情報の外部提供は、社会的不安の排除、災害の当事者及び関係者の安心並びに生命、身体又は財産の保護等に資することを目的とし、むやみに提供してはならない。

- 2 関係者に対しては、住所、氏名、連絡先等の身元情報を確認し災害情報の外部提供を行うものとする。
- 3 災害の発生に伴う第三者（報道機関を除く。）からの安否を確認する照会は、むやみに災害情報の外部提供を行わないよう、当該照会を求める第三者から安否を確認する対象者又は建物の住所、氏名等の情報を聴取し、その安否の確認を行う等の措置を講ずるものとする。

(災害情報の範囲)

第6条 外部提供を行う災害情報は、次に定めるところによる。

- (1) 覚知日時
 - (2) 事故概要
 - (3) 災害地点
 - (4) 傷病者数
 - (5) 傷病者の性別及び年代
 - (6) 傷病者の搬送先の病院
- 2 前項各号に定める災害情報は、口頭により提供できるものとする。

(外部提供の制限)

第7条 前条第1項各号に定める災害情報は、次に定めるところによりその内容を制限する。

- (1) 事故概要は、発生場所の用途及び火災、交通事故等の災害の主たる内容とする。
- (2) 災害地点は、個人の住居である場合は、当該地点を特定する番地等の提供は行わないものとする。
- (3) 救急事象のうち特定の個人に生じた急病、一般負傷等の社会的影響を及ぼすことが想定されない事象（以下「特定個人救急事象」という。）は、関係者（第2条第4号に規定する建物の関係者を除く。）以外にその提供を行わないものとする。
- (4) 第4条各号に規定する第三者に提供する災害情報の範囲は、別表に定めるところによる。

(災害情報の職員周知)

第8条 緊急通報及び消防隊等から取得した災害情報のうち消防職員に周知徹底が必要と認められる事項は、前2条に規定する範囲内において、庁内放送（指令放送を含む。）により通知できるものとする。

(外部提供の例外)

第9条 外部提供は、恵庭市個人情報保護条例（平成9年条例第1号）その他関係法令に定めるところにより、次の各号いずれかに該当するときは、第6条に定める災害情報の範囲以外の情報を外部提供することができるものとする。

- (1) 意識不明等により第3条ただし書に規定する同意を得ることが困難な場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (3) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合
- (4) その他特に必要と認められる場合

2 前項第1号及び第2号の規定により個人情報の目的外利用又は外部提供をした場合は、恵庭市個人情報保護条例第9条第2項の規定により、本人に通知するものとする。

3 第1項の規定により個人情報の目的外利用又は外部提供をするときは、恵庭市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、その旨を市長に届け出るとともに、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう適正な取り扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(大規模災害等における災害情報の提供)

第10条 大規模災害の発生時等における災害情報の提供については、恵庭市地域防災計画に定めがある場合はこれによる。

(補則)

第11条 この要綱に定める情報以外の災害に関わる情報は、恵庭市個人情報保護条例に定めるところによる。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から実施する。

別表（第7条関係）

範囲	提供先	関係者		報道機関
	一般市民	災害の当事者の関係者	建物の関係者	
覚知日時		○	○	○
事故概要		○	○	○
災害地点	特定個人救急事象	×	○	×
	上記以外	○	○	○
傷病者数		×	○	○
傷病者の性別・年代		×	○	○
傷病者の搬送先病院		×	○	×

備考

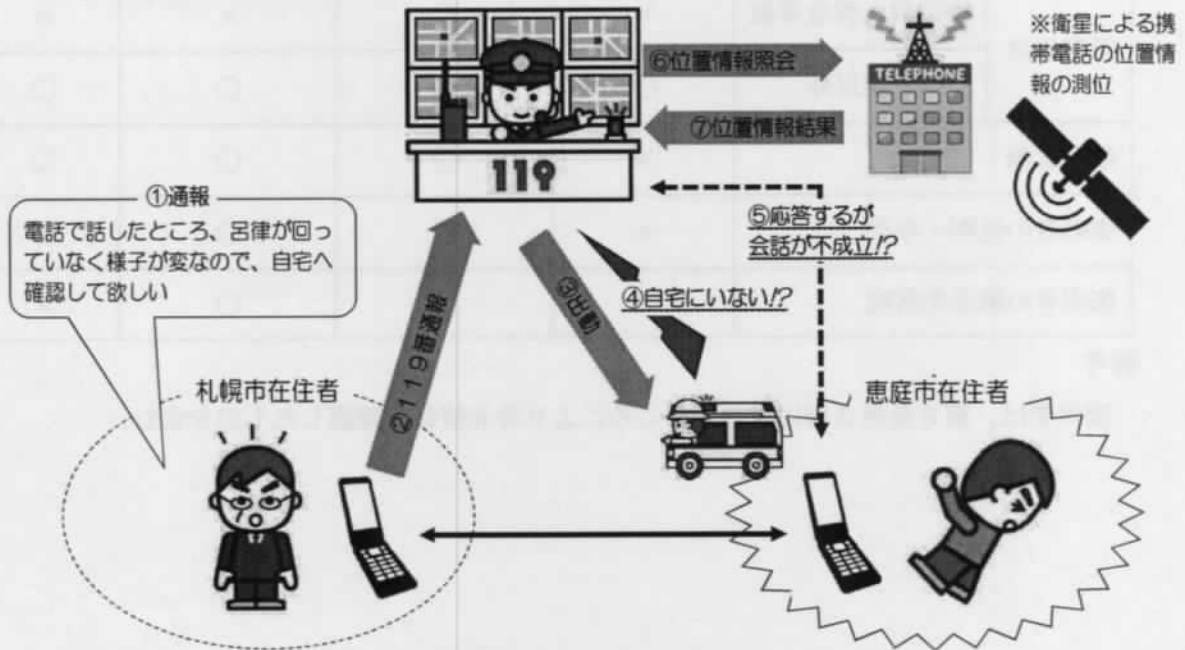
関係者は、第5条第3項に定めるところにより身元情報を確認したものを含む。

携帯電話の位置情報に関する活用事例について

1 災害概要

発生日 平成28年5月23日(月) / 出勤場所 美咲野

<災害対応経過イメージ>



2 所在の確認

(1) 要救助者所有の携帯電話事業者への位置情報の照会結果

「札幌市清田区〇〇* *丁目* *番* *号、誤差 1.5km」

(2) 恵庭交番、豊平警察署、清田交番に情報提供と巡回協力の依頼

3 要救助者の発見

位置情報の照会結果地点から約 200m 恵庭寄りの店舗駐車場内（屋外）で、倒れていた要救助者を通行人が発見、付近を巡回中のパトカーが接触。札幌市消防局にて救急搬送されたもの。

4 成果

- ①携帯電話事業者への位置情報を照会し取得した結果により、恵庭市外で要救助者が発見された前例のない事例であり、この位置情報の活用は有効性の高いものであったこと。
- ②携帯電話の位置情報が取得できたことにより、消防本部と管轄警察署との連携が図られ、早期に傷病者の発見に繋がったこと。

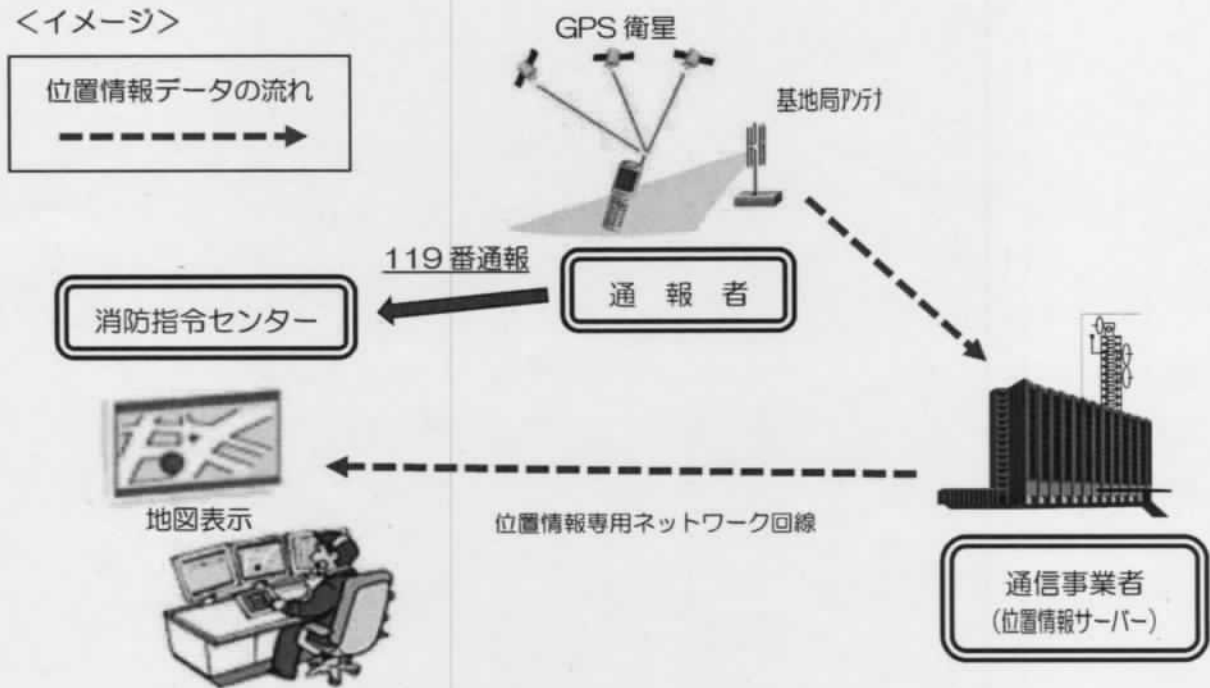
5 携帯電話からの通報における位置情報の取得及び照会について（参考） 別紙

携帯電話からの通報における位置情報の取得及び照会について

1 位置情報とは

携帯電話の基地局アンテナ又は内蔵の GPS から計測される携帯電話（通報者）の位置（現在地）を示す情報です。

<イメージ>



2 119番の受報（位置情報取得）から出動までの流れ

